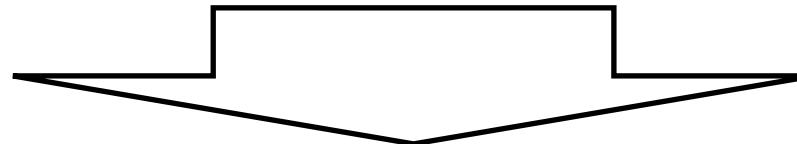


原子力関係閣僚会議、最終処分関係閣僚会議の開催について

閣僚懇談会(平成25年12月10日開催)における総理指示

- 責任あるエネルギー政策構築のため、特に原子力政策について、官房長官を中心とする関係閣僚会議を設置し、幅広い視点に基づく検討を行うこと
- 高レベル放射性廃棄物問題の解決に向けて、国が前面にたって取り組むべく、関係閣僚会議を別途、設置し、新たな取組方針の検討を行うこと



原子力関係閣僚会議

<目的>

責任あるエネルギー政策の構築を図るため、特に原子力政策に関する重要事項について、関係行政機関の緊密な連携の下、総合的に検討。

<構成員>

内閣官房長官、経済産業大臣、文部科学大臣、環境大臣/内閣府特命担当大臣(原子力防災)、外務大臣、内閣府特命担当大臣(科学技術政策)その他必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

<開催日>

第1回 平成25年12月17日

最終処分関係閣僚会議

<目的>

高レベル放射性廃棄物の最終処分の問題について、将来世代に負担を先送りにせず、関係行政機関の緊密な連携の下、総合的に検討。

<構成員>

内閣官房長官、経済産業大臣、文部科学大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣(科学技術政策)、その他必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

<開催日>

第1回 平成25年12月17日